

## お知らせ

このたび、医政指発第1108第2号「放射性医薬品を投与された患者の退出について」が平成22年11月8日付で発出されましたのでお知らせします。

### 概要

本通知は従来「放射性医薬品を投与された患者の退出に関する指針」が改正されたものです。これによって、「残存甲状腺破壊を目的としたI-131(1,110MBq)による外来治療」(いわゆる外来アブレーション)の実施が正式に可能となりました。本通知では、適用範囲を「遠隔転移のない分化型甲状腺癌で甲状腺全摘術後の残存甲状腺破壊(アブレーション)治療」、実施条件を「関連学会が作成した実施要綱に従って実施すること。」と指定されていますので、遵守されますようお願い申し上げます。

### 注意

I-131(1,110MBq)によるアブレーションを外来診療で実施する各医療機関においては、本療法に係る放射線の安全取扱いについて習得するため、本療法に携わる医師等は予め日本核医学会等関連団体が主催する適正施行安全講習会の受講が義務付けられています。第10回日本核医学会春季大会(平成22年5月、東京)で開催された「I-131(1,110MBq)による残存甲状腺破壊(アブレーション)の外来治療における適正使用に関する講習会」がこれに相当いたします。次回講習会は、**第11回日本核医学会春季大会(平成23年5月6日)において開催が予定**されていますので、受講が必要な方は、日本核医学会でのアナウンスを適宜ご覧ください。

日本核医学会